

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい	事業年度	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
-----	-------------------------------	------	------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員 受取会費	276,000 円
サポーター会員 受取会費	4,245,000 円
受取寄附金	132,531,976 円
物品寄附	887,866 円
受取助成金	4,240,000 円
入居支援事業収益	8,346,683 円
交流事業収益	322,500 円
広報・啓発事業収益	1,356,950 円
受取利息	142,146 円
雑収入	137 円
	円
	円
	円
	円
合 計	152,349,258 円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし



ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
正会員 A	正会員	[REDACTED]	2021/4 ～ 2022/3	264,000 円	顧問報酬（社会保険労務士業務）
寄附者 A	寄附者		2021/4 ～ 2022/3	120,000 円	セクハラ・パラハラ相談窓口業務委託費
正会員 B	正会員		2021/4 ～ 2022/3	88,000 円	おもやい通信 DTP・デザイン料として
寄附者 B	寄附者		2021/4 ～ 2022/3	396,000 円	顧問報酬（弁護士）
寄附者 C	寄附者		2021/4 ～ 2022/3	523,600 円	顧問報酬（会計事務所）
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup> (以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
[Redacted]	理事長	役員	報酬	2021/4/1 ~ 2022/3/31	2,280,000 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/3/31	3,251,960 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/3/31	2,433,174 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/3/31	2,308,090 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/10/30	1,379,760 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/3/31	2,369,313 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/3/31	2,293,972 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/3/31	469,908 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/3/31	2,311,914 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/3/31	399,940 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/3/31	2,298,221 円
		社員	給与	2021/4/1 ~ 2022/10/31	1,291,434 円
		社員	給与	2022/2/1 ~ 2022/3/31	383,572 円
		社員	給与	2022/3/1 ~ 2022/3/31	197,318 円

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
1人	66,250 円



※この書類は毎年度作成し、事務所へ備置き、閲覧させる必要があります。  
但し、所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい	事業年度	2021年4月1日～2022年3月31日
-----	-------------------------------	------	----------------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
コーヒー飲料、軽食など飲食物（コミュニティカフェ）	50～350円	
コーヒー豆、紅茶茶葉（中間的就労作業）	700～1,000円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
住居の賃貸借契約にかかる連帯保証人引受	8,000円	ホームレス状態にある方
イベント参加料など（もやい結びの会費）	1,200円	1年間の会費
貧困問題に関するレクチャー（有料講座参加料）	5,000円	一般
貧困問題に関するレクチャー（有料講座参加料）	2,500円	学生
講演、取材協力など役務	5,000～100,000円	金額は依頼ごとに決定
不動産賃貸借にかかる仲介手数料	30,000～70,000円	契約賃料に基づく
シェルター利用料	50,000～70,000円	ホームレス状態にある方
	円	

## 「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

### 1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

### 2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

### 3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

### 4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

### 5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

### 6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

#### 記載要領の補足

○ 記載要領における「生計を維持しているもの」とは、当該役員等からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいい、「これらの者と生計を一にしているもの」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいいますから、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合にはこれに該当します。